

危険物新聞

第 414 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松 村 光 惟
発行人大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定 価 1部 60 円

危険物指定の見直し 消防法一部改正さる

自治省消防庁では、第2次臨時行政調査会の答申を踏まえ、危険物の指定、範囲、基準数量等の見直しを行っていたが、いよいよ機熟し、第112回国会に消防法一部改正を上程していたところ、去る5月24日、法律第55号をもって公布された。

しかし、施行日が、即日、昭和64年4月1日及び昭和65年5月24日以前の政令指定日、と分かれているので注意されたい。

1. 危険物の範囲の見直し [施行、65年5月24日 までの政令で指定さ れる日]

第2次臨調答申において、「消防法令で指定されている危険物、準危険物及び特殊可燃物については、指定品目の見直しを行う旨の指摘がなされた趣旨をふまえ危険物の国際整合性等も考慮し、危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに試験による危険物の判定方法が導入された。

危険物の大分類は現行の6類分で、各類の危険物を判定するための試験方法が定められ、判定基準が明確にされるが、その概要は次のとおりである。

第1類……酸化力の潜在的な危険性及び衝撃に対する感受性を判断するための試験により、危険物であるか否かを判定されることになった。

その結果、過酸化水素は第6類へ、また、準危険物の亜塩素酸塩類、臭素酸塩類、よう素酸塩類、重クロム酸塩類が第1類危険物に指定された。

第2類……原則として、火災による着火の危険性及び引火の危険性を判断するための試験により、危険物であるか否かを判定することとされ、準危険物の引火性固体が指定された。

第3類……原則として、空気中での発火の危険性及び水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性を判断するための試験により、危険物であるか

否かを判定することとなった。黄りん、アルキルアルミ、アルキルリチウム及び準危険物の金属の水素化合物が第2類となり、生石灰は危険物から除外される。

第4類……原則として引火危険性を判断するための試験により、判定される。ただし、資料類等のように危険物と非危険物との混合物は、別途その判定方法が定められる予定である。また、従来、メチルエチルケトン、クロルベンゾール等の品名指定を受けていたが、今回の改正で削られたものは引火点により該当する石油類に含まれることとなった。

第5類……原則として、爆発危険性及び加熱分解の激しさを判断するための試験により判定されることとなり、有機過酸化物及び準危険物のニトロ化合物が第5類となり、またアゾ化合物、ジアゾ化合物、ヒドラジンの誘導体が指定された。

第6類……酸化力の潜在的な危険性を判断するための試験により判定されることとなり、過酸化水素及び準危険物の過塩素酸が第1類となり、濃硫酸、発煙硫酸、クロルスルホン酸は非危険物となる。指定数量は従来、法別表で定められていたが、今回の改正で、政令で定められることになった。

濃硫酸、生石灰等は、施行日が定められるまでは、従来どおり、危険物であるから念のため。

2. 製造所等の許可の取消し [施行日、 63年5月24日]

製造所等の許可の取消しについて、法令上明確化が図られた。

3. 危険物取扱者受験資格の緩和 [施行日、 64年4月1日]

広く一般の国民に危険物に関する知識及び技能の普及を図る見地から、甲種及び乙種危険物取扱者受験資格の「危険物取扱いの実務経験」がはげされた。ただし、甲種のうち乙免の交付を受けた後、2年以上の危険物取扱いの実務経験は従前どおりである。

なお、準危険物、特殊可燃物等については、新たに指定可燃物として規制が行われるよう法令の整備がなされる予定である。

消防法一部改正

(昭和63.5.24)

第1 危険物の範囲の見直し等に関する事項

1 危険物の範囲については、次のように、危険物の判定基準の合理化をはかり、試験による危険物の判定の方法が導入された。

(1) 危険物の定義については、「別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」とされ(法第2条第7項)、各級の危険物について、第一級の危険物は「酸化性固体」、第二級の危険物は「可燃性固体」、第三級の危険物は「自然発火性物質及び禁水性物質」、第四級の危険物は「引火性液体」、第五級の危険物は「自己反応性物質」及び第六級の危険物は「酸化性液体」として、それぞれの危険性が明らかにされた。(法別表)

(2) 法別表備考において、各級の危険物を判定するための試験方法が定められ、危険物の判定基準が明確にされたが、その概要は次のとおりである。

ア 第一級の危険物は、酸化力の潜在的な危険性及び衝撃に対する感受性を判断するための試験により、危険物であるか否かを判定する。(法別表備考第1号)

イ 第二級の危険物は、原則として、火炎による着火の危険性及び引火の危険性を判断するための試験により、危険物であるか否かを判定する。(法別表備考第2号)

ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉については、試験のいかんにかかわらず、第二級の危険物とされるものである。(法別表備考第4号)

ウ 第三級の危険物は、原則として、空気中での発火の危険性及び水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性を判断するための試験により、危険物であるか否かを判定する。(法別表備考第8号)

ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんについては、試験のいかんにかかわらず、第三級の危険物とされるものである。(法別表備考第9号)

エ 第四級の危険物は、原則として、引火の危険性を判断するための試験により、危険物であるか否かを判定する。(法別表備考第10号)

オ 第五級の危険物は、原則として、爆発の危険性及び加熱分解の激しさを判断するための試験により、

危険物であるか否かを判定する。(法別表備考第18号)

カ 第六級の危険物は、酸化力の潜在的な危険性を判断するための試験により、危険物であるか否かを判定する。(法別表備考第20号)

キ 各級の危険物を判定するための試験及び性状の具体的内容については、政令で定められる。

(3) 法別表については、前記(1)及び(2)以外に次の事項に留意すること。

ア 品名欄に掲げられている品名は、危険物に該当する可能性のある物品をできるだけ広くとらえる趣旨から、危険性が明らかであること等により試験のいかんにかかわらず危険物とされる物品等を除き、原則として、総称的名称により規定されたものであること。

イ 第一級の項第1号から第9号まで、第二級の項第1号から第6号まで及び第9号、第三級の項第1号から第10号まで、第五級の項第1号から第7号まで並びに第六級の項第1号から第3号までの品名に属する物品以外の物品で、酸化性固体、可燃性固体、自然発火性物質及び禁水性物質、自己反応性物質又は酸化性液体の性状を示すものについては、「その他のもので政令で定めるもの」(第一級の項第10号、第二級の項第7号、第三級の項第11号、第五級の項第8号及び第六級の項第4号)として、政令で定めることができるものとされている。

ウ 第一級の項第1号から第10号まで、第二級の項第1号から第7号まで、第三級の項第1号から第11号まで、第五級の項第1号から第8号まで及び第六級の項第1号から第4号までの品名には、純品である物品のみが含まれることとされ、これらの物品を含有するものについては、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」第一級の項第11号、第二級の項第8号、第三級の項第12号、第五級の項第8号及び第六級の項第5号)に含まれることとされている。

エ 「温度20度で液状」(備考第1号及び第10号)又は「温度20度を超え40度以下の間において液状」(備考第1号)の液状の判定については、昭和39年7月23日付自消丙予発第71号都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達「消防法別表備考1に定める危険物第四類石油類の「常温で液状となるもの」の取扱いについて」に示された判定基準の例によること。

この場合において、同判定基準中「摂氏20度」とあるのは、「摂氏20度(20度を超え40度以下の温度

において液状となるものにあつては、その液状となる温度)」と読み替えるものとする。

オ 引火性固体という品名が新たに設けられ(第二類の項第9号)、あわせて、引火性固体としての物品の範囲が備考に定められた(備考第7号)が、この範囲は、従来の第四類の準危険物の第一種引火物のそれとおおむね一致するものである。

カ アルコール類としての物品の範囲を定める備考が改められた。(備考第13号)

これにより、従来、アルコール類に含まれていた一分子を構成する炭素の原子の数が4個又は5個の飽和一価アルコールは、引火点に応じ、それぞれ該当する石油類に含まれることになった。

キ 動植物油類としての物品の範囲を定める備考が改められた(備考第17号)が、「動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したもの」は、従来、動植物油類とされていた物品の定義を明確にしたものである。

ク さく酸エステル類、ぎ酸エステル類、メチルエチルケトン、ピリジン及びクロールベンゾールの品名が別表から制られたが、従来、これらの品名に含まれていた物品は、引火点に応じ、それぞれ該当する石油類に含まれるものである。

ケ 異なる二以上の類の危険物の混合物及び単独の物品で二以上の類の危険性を有しているものの属する類及び品名については、自治省令で定める。(備考第21号)

2 危険物の指定数量については、試験において示される性状を勘案したものとするとともに、政令で定める。(法第9条の3)

なお、政令においては、原則として、各類ごとに試験において示される性状に応じた危険性のランク付けを行い、それぞれのランクごとに指定数量を定めることを予

定しているものである。したがって、同一の品名に属する物品であっても、それぞれの物品が有する危険性の程度により、指定数量を異にする場合がある。

3 危険物の範囲の見直しに伴い、準危険物のうち危険性の高いものは新たに危険物となり、それ以外の準危険物の一部と特殊可燃物等は、「火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるもの」(法第9条の3)として、新たに指定可燃物として統合され、その貯蔵及び取扱いの技術上の基準については市町村条例で定めることとされた(法第9条の3)が、当該条例に規定すべき貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関しては、別途「〇〇市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例(準則)」を作成し、通知する予定である。

なお、指定可燃物の範囲については政令で定めることとされたが、これに類似する物品について、各市町村における産業構造等地域の実態を加味し、「指定可燃物に類する物品」(法第9条の3)として、規制の対象物品を市町村条例で追加指定することは差し支えないものである。

4 危険物の範囲の見直しに伴い、次のとおり所要の規定の整備が行われた。

(1) 危険物の指定数量について試験において示される性状に応じて定められることとされたことに伴い、同一の品名に属する物品であっても指定数量を異にする場合があることから、指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合に、製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)においてする必要があるか否かの判断の基準について明らかにされた。(法第10条第2項)

(2) 危険物の指定数量について試験において示される性状に応じて定められることとされたことに伴い、同一の品名に属する物品であっても指定数量を異にする場

消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL (078)681-5771(代)

危険物の品名の現行と改正後との比較表

類別	現行の品名	改正後の品名	分類の定義
1 類	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 過酸化物 硝酸塩類 過マンガン酸塩類	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 (←準1) 臭素酸塩類 (←準1) 硝酸塩類 よう素酸塩類 (←準1) 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 (←準1) これらを含有するものその他のもの	酸化性固体
2 類	黄りん 硫化りん 赤りん 硫黄 金属粉A 金属粉B	硫化りん 赤りん 硫黄 鉄粉 金属粉 マグネシウム これらを含有するものその他のもの 引火性固体 (←準4)	可燃性固体
3 類	金属「カリウム」 金属「ナトリウム」 炭化カルシウム りん化石灰 生石灰	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム (←危4) アルキルリチウム (←危4) 黄りん (←危2) アルカリ金属 (カリウム及びナトリウムを除く。) 及びアルカリ土類金属 有機金属化合物 (アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 金属の水素化物 (←準3) 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 これらを含有するものその他のもの 生石灰→ (非危険物)	自然発火性物質 禁水性物質
4 類	特殊引火物 第一石油類 さく酸エステル類 ぎ酸エステル類 メチルエチルケトン アルコール類 ピリジン クロールベンゾール 第二石油類 第三石油類 第四石油類 動植物油類	特殊引火物 第一石油類 アルコール類 第二石油類 第三石油類 第四石油類 動植物油類	引火性液体
5 類	硝酸エステル類 セルロイド類 ニトロ化合物	有機過酸化物 (←危1) 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 (←準5) アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 これらを含有するものその他のもの	自己反応性物質
6 類	発煙硝酸 発煙硫酸 クロールスルホン酸 無水硫酸 濃硝酸 濃硫酸 無水クロム酸	過塩素酸 (←準6) 過酸化水素 (←危1) 硝酸 これらを含有するものその他のもの 濃硫酸 発煙硫酸 クロールスルホン酸 } →…… (非危険物)	酸化性液体

※ 危は危険物の、準は準危険物の略である。

合があることから、危険物の品名及び数量のみでは当該危険物の危険性の程度が必ずしも明らかにならないことを踏まえ、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物について、その品名及び数量のほか、指定数量の倍数（当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値（品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和）をいう。以下同じ。）を変更しようとする場合にも、その旨の届出を行うことを義務づけ、市町村長等において、当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の危険性の程度について把握できるようにされた。（法第11条の4第1項）

なお、「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」（法別表第一類の項第11号、第二類の項第8号、第三類の項第12号、第五類の項第9号及び第六類の項第5号）に属する物品には、「前各号に掲げるもの」（法別表第一類の項第1号から第10号まで、第二類の項第1号から第7号まで、第三類の項第1号から第11号まで、第五類の項第1号から第8号まで及び第六類の項第1号から第4号まで）のいずれを含有するかにより様々な物品があり、それぞれ異なる危険性を有するものであることから、当該物品に含有されている「前各号に掲げるもの」（法別表第一類の項第1号から第10号まで、第二類の項第1号から第7号まで、第三類の項第1号から第11号まで、第五類の項第1号から第8号まで及び第六類の項第1号から第4号まで）を変更する場合にも、品名を変更する場合と同様、市町村長等への届出を義務づけることとされた。（法第11条の4第2項）

- (3) 危険物の範囲の見直しに伴い、準危険物、特殊可燃物等が統合され、新たに指定可燃物として規制されることとされたことにより、危険物保安技術協会が行う安全に関する試験、調査及び技術援助等の対象が、危険物又は準危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に係るものから、危険物又は指定可燃物の貯蔵、取扱い又は運搬に係るものに変更された。（法第16条の10）

第2 製造所等の許可の取消し等に関する事項

- 1 製造所等の許可の取消しについて法令上明確化を図り、違反処理の公平適正化を進めるため、次の場合については、市町村長等が製造所等の許可を取り消すことができることとされた。（法第12条の2第1項）

- (1) 許可を受けないで、製造所等の位置、構造及び設備を変更したとき。

- (2) 完成検査の前に製造所等を使用したとき。
(3) 製造所等の位置、構造及び設備に係る措置命令に違反したとき。
(4) 保安検査に関する規定に違反したとき。
(5) 定期点検に関する規定に違反したとき。
- 2 市町村長等が製造所等の使用の停止を命ずることができる要件として、新たに、今回の改正により新設された危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令（法第13条の24）に違反したときが加えられた。（法第12条の2第2項第4号）

第3 危険物取扱者試験の受験資格の緩和に関する事項

広く一般の国民に危険物に関する知識及び技能の普及を図る見地から、乙種危険物取扱者試験の受験資格（改正前の法第13条の3第5項）として、危険物取扱いの実務経験は要しないこととされたほか、学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者の甲種危険物取扱者試験の受験についても、危険物取扱いの実務経験は要しない。（法第13条の3第4項第1号）ただし、甲種危険物取扱者試験の受験資格のうち、「乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有するもの」（法第13条の3第4項第2号）については、従来どおりとされたこと。なお、これらの点に関しては、次の事項に留意すること。

- 1 今回の改正に伴い、危険物取扱いの実務経験を有しない者が甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者として、危険物の取扱い又は立会いの業務に従事することが可能となるが、危険物の取扱い面での安全を引き続き確保するため、甲種危険物取扱者試験及び乙種危険物取扱者試験の問題内容について、過去の事故事例の分析に基づく保安対策の検討結果等をも踏まえ、危険物の取扱い管理の要領、製造所等における設備等の取扱い方法及び保守点検の実施方法等危険物取扱いの実務に即したものとす等その充実について一層の配慮をされたい。
- 2 今回の改正に伴い、昭和60年3月28日付け消防危第39号各都道府県知事あて消防庁長官通達「危険物取扱者試験受験資格認定基準について」は、法第13条の3第4項の受験資格の認定基準について定めるものとされ、同通達別紙「危険物取扱者試験受験資格認定基準」中「及び第5項」を削り、記4を次のとおり改めるものとする。
- 「4 甲種危険物取扱者試験の受験については、実務経験において取り扱った危険物の類別は問わないこととする。」

第4 危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令に関する事項

最近の製造所等における事故においては、管理不十分、誤操作等施設の管理運用面の欠陥に起因するものの割合が増加している実態にかんがみ、製造所等における人的要因に関係する保安体制の確立を図るため、市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者が法及び法に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、製造所等の所有者等に対し、当該危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。(法第13条の24)

第5 罰則その他所要の規定の整備に関する事項

1 罰則規定の整備

- (1) 消防機関において圧縮アセチレンガス等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱いの実態を的確に把握し、当該物質が有する火災時における特異かつ重大な危険について有効な対策を立てる必要があること等の理由から、これらの物質の貯蔵又は取扱いの届出(貯蔵又は取扱い廃止の届出を含む。)(法第9条の2)義務違反に対する罰則規定が設けられた。(法第44条第6号)
- (2) 市町村長等において製造所等の所有者等を確実に把握し、製造所等の許可の取消し、使用停止命令等の取締り権限を有効に行使することができるようにする必要があること等の理由から、製造所等の譲渡又は引渡しに係る届出(法第11条第6項)及び製造所等の用途廃止の届出(法第12条の6)の義務違反に対する罰則規定が設けられた。(法第44条第6号)

2 危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者に係る規定の整備

- (1) 危険物保安統括管理者の業務の重要性にかんがみ、これを明らかにするとともに、危険物保安統括管理者の選任義務を有する者は、危険物保安統括管理者に当該業務を行わせなければならないこととされた。(法第12条の7第1項)
- (2) 危険物保安監督者の被選任要件として、6月以上の危険物取扱いの実務経験が必要とされることとされた(法第13条第1項)が、これは、今回の改正により、危険物取扱者試験の受験資格が緩和された結果、危険物取扱いの実務経験を有しない者が甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者として、危険物の取扱い又は立会いの業務に従事することが可能となることに伴い、

危険物の取扱い面での安全を引き続き確保するために設けられた規定であり、危険物保安監督者に必要とされる実務経験の内容については次のとおりである。

- ア 甲種危険物取扱者たる危険物保安監督者については、製造所等におけるいずれかの類の危険物取扱いの実務経験
- イ 乙種危険物取扱者たる危険物保安監督者については、製造所等における自らが取扱い、又はその取扱作業に関して立ち会うことのできる類の危険物取扱いの実務経験

3 予防規程に係る規定の整備

製造所等における人的要因に関係する保安体制の確立を図る観点から、製造所等の所有者等及びその従業員の予防規程の遵守義務に関する規定が設けられた。(法第14条の2第4項)

第6 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、危険物取扱者試験の受験資格の緩和に関する事項は昭和64年4月1日から、危険物の範囲の見直し等に関する事項は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「一部施行日」という。)から施行する。(附則第1条)

2 経過措置

- (1) 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する経過措置

危険物の範囲の見直しに伴う製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する経過措置については、次のとおりであるが、これらの経過措置の運用にあたっては、製造所等及び新たに製造所等として許可を受けなければならなくなる可能性のある施設の所有者等が、一部施行日における当該施設において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、指定数量等についてあらかじめ確認し、一部施行日以降に必要とされる各種の手続について遺漏のないよう準備を進めておくことが肝要であることから、必要に応じ資料提出を求めるとともに立入検査等を行うなどこれら施設の所有者等に対する指導に特段の配慮をされたい。

- ア 危険物の範囲の見直しに伴い、従来製造所等でなかったもので新たに製造所等として許可を受けなければならなくなるものがあるが、当該施設については既存の施設であるという事情を考慮し、一部施行日から一年以内に設置許可を受ければよい。(附則第3条)

- イ 危険物の範囲の見直しに伴い、既存の製造所等の

うちには当該施設が適合すべきとされる位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しなくなるものがあるが、当該施設については既存の施設であるという事情を考慮し、一部施行日から一年以内に変更許可を受ければよいとされ（附則第 3 条）、許可を受けるまでの間は、当該施設に適用される位置、構造及び設備の技術上の基準は従前の例によるもの。（附則第 4 条）

ウ 危険物の範囲の見直しに伴い、既存の製造所等のうちには製造所等として許可を受けることを要しなくなるものがあり、当該施設の許可の効力は一部施行日に失われることとなるものであるが、市町村長等において製造所等となくなる施設について把握しておく必要があることから、当該施設の所有者等は、一部施行日から三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。（附則第 5 条第 1 項）

ただし、当該施設の所有者等において、引き続き指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする場合には、一部施行日から三月以内にその旨を市町村長等に届け出ることにより、当該施設の許可の効力を存続させることができる。（附則第 5 条第 2 項及び第 3 項）

エ 危険物の範囲の見直しに伴い、既存の製造所等について、当該施設において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、指定数量等が変更されることとなるものがあるが、このうち当該施設において貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数が増加するものについては、市町村長等においてその実態を確実に把握しておく必要があることから、当該施設の所有者等は、一部施行日から三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。（附則第 6 条）

(2) 危険物取扱者免状等に関する経過措置

ア 一部施行日において現に危険物取扱者免状の交付を受けている者は、次のとおり引き続き当該免状に

基づき、危険物の取扱い等ができる。

(7) 一部施行日において現に甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者は、引き続きすべての類の危険物を取り扱い、又はその取扱作業に関して立ち会うことができるものである。

(イ) 一部施行日において現に乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者は、引き続き当該免状に指定された類のすべての危険物を取り扱い、又はその取扱作業に関して立ち会うことができる。

(ウ) 一部施行日において現に丙種危険物取扱者免状の交付を受けている者は、引き続き従来と同じ危険物を取り扱うことができる。




イ 一部施行日において現に乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、危険物の範囲の見直しに伴い、当該免状に指定された類以外の類に移動することとなる危険物を実際に取り扱い、又はその取扱作業に関して立ち会い、若しくは保安の監督をしていたものは、一部施行日から二年間は、従来どおり当該物品を取り扱い、又はその取扱作業に関して立ち会い、若しくは保安の監督をすることができる。

（附則第 7 条第 1 項）

また、この者が、一部施行日から二年間において、都道府県知事（都道府県知事が危険物取扱者試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあっては、当該指定試験機関）の指定する特別の講習（以下「指定講習」という。）を修了したときは、危険物の範囲の見直しに伴い、当該物品が新たに属することとなる類の乙種危険物取扱者試験に合格した者とみなされ、当該類の乙種危険物取扱者免状の交付を受けることができる。（附則第 7 条第 2 項）

なお、危険物の範囲の見直しに伴い、類が移動する危険物のうち主なものは次のとおりである。

(7) 従来の第一類の危険物の過酸化物のうち、有機過酸化物にあっては第五類又は第四類、過酸化水

<p>●消火器</p>  <p>シームレス ●中性強化液消火器</p>	<p>●家庭用防災用品</p>  <p>天ぷら油 火災警報器 ●てきおんくん</p> <p>台所用簡易 自動消火装置 ●キッチン エース</p>	<p>●自動消火器</p> <p>パッケージ型 自動消火システム ●アマムレイ</p>  <p>フルオート消火システム ●キャビネックス</p>	<p>防災商品 ア・ラ・カル・ト</p> <p>— ご家庭から産業界まで幅広く活躍 —</p> <p>消火器・消火装置の総合メーカー</p> <p>株式会社 初田製作所</p> <p>本社工場 / 大阪府枚方市招提田近3-5 〒573 TEL (0720) 56-1281(代)</p> <p>大阪支社 〒555 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 ☎ (06) 473-4870</p>
--	---	---	---

素にあっては第六類に移動

- (イ) 従来の第二類の危険物の黄りんは第三類に移動
- (ロ) 従来の第四類の危険物の特殊引火物のうちアルキルアルミニウム及びアルキルリチウムは、第三類に移動

また、指定講習の実施にあたっては、特に次の諸点に留意されたい。

- (ア) 都道府県知事が危険物取扱者試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあっては、何らの手続を要することなく、当該指定試験機関が指定講習の実施に関する事務を行うことになる。
- (イ) 指定講習は、その修了者が、乙種危険物取扱者試験に合格した者と全く同様に、乙種危険物取扱者免状の交付を受けることができるものであることから、危険物取扱者試験に代替する性格を有するものであるので、その程度及び範囲は、昭和60年3月28日付け消防危第38号各都道府県知事あて消防庁長官通達「危険物取扱者試験基準について」別紙「危険物取扱者試験基準」記1(2)及び2(2)に掲げる乙種危険物取扱者試験の程度及び範囲に準じたものとし、危険物の範囲の見直しに伴い、類が移動する危険物が新たに属することとなる類ごとに実施することとされたい。なお、指定試験機関が指定講習の実施に関する事務を行う場合にも、危険物取扱者試験事務に準じてこれを行う。(附則第7条第3項)
- (ロ) 指定講習は、一部施行日から二年間において、都道府県の区域ごとに少なくとも二回以上実施する。(附則第7条第4項)
- ウ 一部施行日において現に危険物取扱者試験に合格している者で、未だ危険物取扱者免状の交付を受けていないものは、一部施行日以降においても危険物取扱者免状の交付を受けることができる。

(3) その他の経過措置

- ア 改正前の法の規定に基づいてなされていた許可の申請、届出その他の手続又は許可その他の処分は、原則として、改正後の法においても、そのまま有効なものとして取り扱われる。ただし、附則第5条第3項のような別段の定めがある場合は、この限りでない。(附則第2条)
- イ 製造所等に適用される具体的な位置、構造及び設備の技術上の基準等については政令で定められるものであること等から、危険物の範囲の見直しに伴うこれら具体的な基準の適用についての必要な経過措置は、政令で定める。(附則第8条)
- ウ この改正法の施行前にした行為及び附則第4条に該当する行為に対する罰則の適用については、従前の例によること。(附則第9条)

3 消防組織法の一部改正

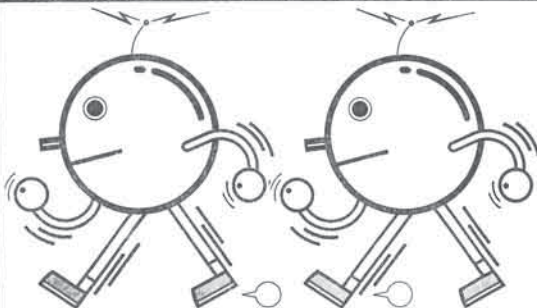
消防組織法が改正され、消防庁の事務として、危険物の判定に係る試験の方法の研究及び立案に関する事項が加えられた。(附則第10条)

危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する

①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号
〒542 (大阪写真会館)
電話 大阪(06) 271-5588(代)



ハイテクテク。

常に防災の歴史とともに歩みつづけ、さらに未来に向けてハイテク防災空間を拡げつつあるヤマト。防災のトータルプランナーとして、確実に前進をしています。

消火装置 消火器 警報装置 避難設備 各種防災機器

●防災のトータルプランナー

YAMATO

ヤマト消火器株式会社

SINCE 1918

■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.(06)976-0701(代)

■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(代)